

# 相談センターニュース

HANREPO

## 平成26年度の相続相談の状況

相談内容	平成25年	平成26年	
<b>相続登記</b>	230	195	(107)
どのような書類が必要か	63	44	(21)
いつまでにしなければならないか	6	10	(9)
費用の概算を知りたい	36	27	(12)
登記申請の仕方	72	68	(31)
その他	53	46	(34)
<b>遺産分割</b>	531	570	(306)
一般的な手続きの進め方	152	176	(94)
誰が相続人になるか	41	70	(39)
相続人の判断能力が低下している	34	31	(16)
一部の相続人が行方不明である	15	16	(12)
相続人が海外に在住している	5	1	(0)
遺産の配分方法	37	38	(20)
遺産の内容を教えてください	18	8	(4)
遺産を調査する方法	22	20	(13)
遺産の評価の方法	6	7	(4)
生前に贈与を受けた相続人の相続分	20	11	(2)
生前に貢献した相続人の相続分	6	8	(1)
家業の跡継ぎ	4	1	(0)
話し合いがまとまらない	119	110	(66)
その他	52	73	(35)
<b>負債の承継</b>	159	168	(86)
相続放棄をしたい	93	93	(53)
遺産が債務超過である	16	19	(6)
遺産が債務超過かどうかわからない	7	15	(8)
債権者から督促状が来た	14	12	(6)
その他	29	29	(13)
<b>遺言</b>	186	222	(99)
遺言を作りたい	80	87	(31)
遺言が出てきた	19	23	(13)
遺言を作ったかどうかわかりたい	0	2	(2)
遺言を作る費用	0	2	(0)
遺言と異なる遺産分割をしたい	6	8	(4)
遺言の内容に不満がある	14	3	(2)
遺言の無効を主張したい	1	1	(0)
遺留分の請求	37	56	(24)
その他	29	40	(23)
<b>葬式・法要・お墓</b>	18	10	(6)
葬式費用は誰が払うべきか	12	3	(3)
お墓は誰がみるか	1	3	(1)
だれが法要の費用を支払うべきか	2	2	(0)
その他	3	2	(2)
<b>相続税</b>	33	42	(18)
その他	26	13	(6)
<b>総合計</b>	1183	1220	(628)

この件数は、静岡県司法書士会が運営する「司法書士総合相談センターしずおか」に寄せられた相続に関する相談を集計したものです。括弧内の数字は平成26年度下半期（平成26年9月～平成27年3月）の集計結果です。

### 相続に対する関心高まる ～相続税法改正の影響か～

超高齢社会が到来しています。当センターに寄せられる相談でも、相続や遺言などに関する相談は常に一定の割合を占めています。

平成26年度（平成26年4月～平成27年3月）における相続に関する相談件数は、平成25年度から微増の1,220件で、その内、遺産分割に関するものが46.7%と半数近くを占め、遺言に関するものが18.2%、相続登記に関するものが16.0%、負債の承継に関するものが13.8%と、相談内容の傾向も平成25年度と同じ傾向が見られました。

また、遺産分割の相談のうち、「一般的な手続きの相談」や「誰が相続人になるか」という基本的な知識を問う相談が増加しましたが、これは、相続税法改正がマスコミで取り上げられたことを契機として、相続に対する関心が高まったことによるものと想像されます。

遺言に関する相談は、平成25年度に比較して18.2%増加しました。内訳を見ますと、「遺言を作りたい」「遺言が出てきた」という相談件数が増加したと比例して、「遺留分の請求」が増加しています。このように、遺言が着実に浸透している反面、遺留分減殺請求というかたちで紛争が増加しつつあるものと予想されます。

「負債の承継」に関する相談のうち「相続放棄をしたい」という相談が従前と同数寄せられました。

このほか、平成27年1月に施行された改正相続税法の影響か、相続税に関する相談が増加傾向にありました。

### お近くの面接相談は

- 〈中部相談会場〉  
静岡県司法書士会館
- 〈西部相談会場〉  
浜松市福祉交流センター
- 〈東部相談会場〉  
三島商工会議所
- 〈天竜相談会場〉  
浜松市天竜区役所
- 〈下田相談会場〉  
下田商工会議所
- 〈細江相談会場〉  
浜松市北区役所

※相談時間のお問合せ・ご予約は  
054-289-3700



### 電話による相談は

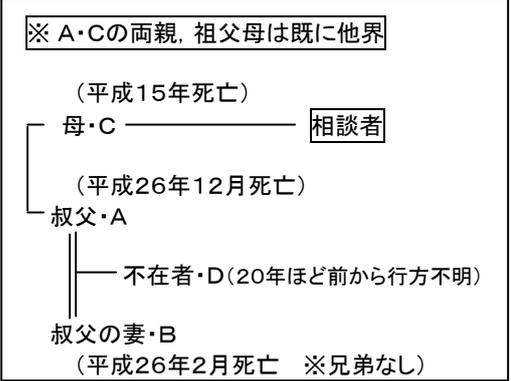
054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください  
司法書士を紹介しています

**Q**

叔父夫婦には子供が一人おりますが、20年ほど前から行方不明となっ  
ています。昨年亡くなった叔父夫婦の遺産はどうなりますか？



相続関係は上図のとおりのことです。そうすると、先に亡くなったBの相続人はAとD、次に亡くなったAの相続人はD一人ということになり、結果的にA・Bいずれの遺産もDが承継します。

Dに兄弟はいませんので、Dの相続が発生すると、遺産は国庫に帰属してしまうことになります。しかし、Dは20年ほど前から行方不明の状態が続いていることですので、Dについて失踪宣告の申立てを検討してみてもいいでしょうか？

民法は「不在者の生死が7年間明らかでないとき」は利害関係人の請求により家庭裁判所が失踪の宣告をすることができることを定めており、失踪宣告された不在者は、7年間の期間満了時に死亡したものとみなされます。

仮に、Dについて行方不明にな

った時から7年経過した日時に失踪が宣告された場合、B・Aの相続開始時にすでにDは死亡していることになるため、Bの遺産は唯一の相続人であるAがすべて承継します。次に、Aの遺産は、唯一の兄弟であるCがAよりも先に死亡しているため、ご相談者が代襲相続人としてすべて承継します。

申立てが受理されると、家庭裁判所による警察等への照会、親族や近隣住民、関係者等への事情聴取、官報公告を経たうえで失踪が宣告され、その旨が戸籍にも記載されることとなります。なお、この期間は半年ほどを要します。

**Q**

一人暮らしをしていますが、年と共に衰えを感じており将来の財産管理に不安があります。今からできることはありますか？

お元気なうちに任意後見契約を締結すれば、ご本人の意向に沿って任意後見人に財産の管理をしてもらうことができます。

一人暮らしの方が抱く不安のひとつに、判断能力が衰えたときにどのように財産を管理したらよいかということがあるでしょう。

このような場合に、今できる対応のひとつとして、任意後見制度を利用する方法があります。この制度は、ご本人に十分な判断能力があるうちに、信頼できる第三者との間で任意後見契約を締結し、将来、ご本人の判断能力が衰えたときには、その第三者から裁判所

に手続きをとることによって任意後見監督人が選任され、監督人の監督の下、第三者（任意後見人）が財産の管理をすることができます。ご本人に判断能力がある間は、ご本人が自由に財産の管理処分を行うことができます。

ご本人の判断能力が衰えた場合の財産管理の方法としては、任意後見制度とは別に法定後見制度があり、どちらも後見人の判断に基づいて財産の管理が行われます。

しかし、任意後見制度の場合には、後見人となる方をご本人が決めることができますし、あらかじめ打ち合わせをしておくことによ

って、ご本人の意向に沿った財産管理をすることも可能となるというメリットがあります。

任意後見人になるためには、国家資格等が必要なわけではありませんので、ご家族と契約することもできます。また、身近に適任者がいない場合には、司法書士に依頼することも可能です。司法書士には、任意後見の職務に精通した者が多く、裁判所が選任する任意後見監督人も数多く輩出しています。

将来に不安をお持ちの方は、お近くの司法書士に相談をしてみてもいいでしょうか。

## 相談センターニュースが本になりました！

発行から4年目を迎えた相談センターニュースは、これまで数多くの記事を取り上げてまいりました。

今般、この中から相続・遺言・成年後見に関する記事を収集し、さらに新たなコンテンツも加筆した書籍が静岡新聞社から発刊いたしました！

お求めは、お近くの書店またはこちらで！！  
<http://www.at-s.com/book/jihi/>

